

平成二十六年七月二日

青森県教育委員会第七百八十六回定例会

期日 平成二十六年七月二日（水）
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

| | |
|------------|--|
| 一 開会 | |
| 二 報告 | |
| 報告第一号 | 議案に対する意見について |
| 三 議案 | |
| 議案第一号 | 学校職員の配偶者同行休業に関する規則案 |
| 議案第二号 | 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案 |
| 議案第三号 | 青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則案 |
| 四 その他 | |
| 職員の懲戒処分の状況 | |
| 五 閉会 | |

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 一 職員の配偶者同行休業に関する条例案
- 二 青森県いじめ防止対策審議会条例案
- 三 青森県職員定数条例の一部を改正する条例案
- 四 青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
- 五 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 六 青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例を廃止する条例案

議案第一号

学校職員の配偶者同行休業に関する規則案

学校職員の配偶者同行休業に関する規則を次のように定める。

学校職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県教育委員会の所管に属する県立学校の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十二年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「市町村立学校職員」という。)の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業の承認の申請等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第二条 法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書(第一号様式)により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 配偶者同行休業承認申請書は、校長(市町村立学校職員にあつては、校長及び市町村の教育委員会)を経て、青森県教育委員会に提出するものとする。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第三条 前条の規定は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年 月青森県条例第 号。以下「条例」という。)第六条第一項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者が死亡した場合等の届出)

- 第四条 配偶者同行休業をしている職員は、条例第八条第一項各号に掲げる場合には、遅滞なく、配偶者外国滞在事由等状況変更届(第二号様式)により届け出なければならぬ。
- 2 配偶者外国滞在事由等状況変更届は、校長(市町村立学校職員にあつては、校長及び市町村の教育委員会)を経て、青森県教育委員会に提出するものとする。

(施行事項)

第五条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



提案理由

学校職員の配偶者同行休業の承認の申請等に関し必要な事項を定めるため提案するものである。

年 月 日

青森県教育委員会 殿

所属名
職氏名

配偶者同行休業承認申請書

下記のとおり配偶者同行休業の承認（配偶者同行休業の期間の延長）を申請します。

記

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 申請の区分 | <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の承認 <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長 |
| 2 | 氏名 | |
| | 職業 | |
| | 申請時の所属先の名称（所在地） | （ ） |
| | 外国滞在事由 | |
| | 外国滞在中の所属先の名称（所在地） | （ ） |
| | 外国滞在事由の継続する期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 3 | 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所） | |
| 4 | 申請期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 5 | 既に配偶者同行休業をした期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 6 | 備考 | |

- 注
- 1 配偶者の外国滞在事由及びその継続する期間が確認できる書類を添付すること。
 - 2 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）欄には、申請時点で未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
 - 3 備考欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由及び休業の期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由等について記入すること。
 - 4 該当する口には、✓印を記入すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

年 月 日

青森県教育委員会 殿

所属名
職氏名

配偶者外国滞在事由等状況変更届

下記のとおり配偶者同行休業に係る配偶者外国滞在事由等の状況について変更が生じたので、届け出ます。

記

1 届出の事由

- 配偶者が死亡した
- 配偶者が職員の配偶者でなくなった
- 配偶者と生活を共にしなくなった
- 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった
- 配偶者同行休業をしている職員が労働基準法第65条第1項（産前休暇）又は第2項（産後休暇）の規定により勤務しなくなった

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

- 注 1 該当する□には、✓印を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

議案第二号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条中第三十三号を第三十四号とし、第二号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 県いじめ防止対策審議会に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

学校教育課の所掌事務に県いじめ防止対策審議会に関する事務を加えるため提案するものである。

議案第三号

青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則案

青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則

青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則（平成十二年三月青森県教育委員会規則第十二号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 解散した特例民法法人（廃止前の青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則第一条に規定する特例民法法人で教育委員会の所管に属するものをいう。）で清算が終了していないものの監督については、なお従前の例による。

提案理由

教育委員会の所管に属する特例民法法人の公益法人等への移行が完了したことに伴い規則を廃止するため提案するものである。

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成26年7月（平成26年6月1日～6月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 東青地域の高等学校 教諭（57歳 男性）
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）
・平成26年4月10日（木）午後6時48分頃
・南津軽郡田舎館村内の県道
・最高速度40km/hのところ、74km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成26年6月3日
- 事案2 ①被処分者 上北地域市部以外の中学校 教諭（44歳 男性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）
・平成24年11月2日（金）午後5時8分頃
・宮城県仙台市の市道
・自動車を運転して駐車場から車道へ出ようとしたところ、歩道を自転車を押しながら通行していた歩行者と接触したもの
・事故の相手方（女性1名 約10日間の加療）
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成26年6月 3日
⑤その他 平成23年10月11日に速度超過を起こしていることから量定を加重。
- 事案3 ①被処分者 中南地域市部以外の中学校 教諭（46歳 男性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）
・平成26年4月20日（日）午前7時20分頃
・青森市の県道
・自動車を運転中、赤信号のため停車したが、ブレーキペダルから足を離してしまい、前方に停車していた車に追突、その車の同乗者が負傷したもの。
・事故の相手方（女性1名 約3日間の加療）
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成26年6月25日
⑤その他 平成24年12月13日に人身事故を起こしていることから量定を加重